

第 1 6 3 回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

第163回組合会会議録

平成22年6月29日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル3階「ウィンザー」において第163回組合会を開催した。

組合会の目的である事項

- 報告第 1号 千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について
- 議案第 1号 専決処分（千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて
- 議案第 2号 専決処分（千葉縣市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正）の承認を求めることについて
- 議案第 3号 専決処分（千葉縣市町村職員共済組合補装具等支給規則の一部改正）の承認を求めることについて
- 議案第 4号 専決処分（千葉縣市町村職員共済会館設置規則の一部改正）の承認を求めることについて
- 議案第 5号 千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について
- 議案第 6号 千葉縣市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正について
- 議案第 7号 平成21年度決算の認定について
- 選 第 1号 監事の補欠選挙について

招集年月日 平成22年6月29日
議 長 岩 田 利 雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（3名）

- 11番 根 本 崇
- 15番 小 坂 泰 久
- 17番 岩 田 利 雄

市町村長以外の議員（9名）

- 4番 佐 藤 晴 邦
- 6番 秋 山 秀 子
- 8番 須 藤 和 人
- 10番 植 木 誠
- 12番 伊 藤 善 光
- 14番 小 川 陽
- 16番 梶 間 恒 夫
- 18番 岡 信 幸
- 20番 長 田 悟

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（8名）

1 番 熊 谷 俊 人
2 番 平 山 弘
3 番 松 崎 秀 樹
5 番 藤 平 輝 夫
7 番 水 越 勇 雄
9 番 相 川 勝 重
1 3 番 荒 木 勇
1 9 番 豊 田 俊 郎

委任を受けた議員は、次のとおりである。（2名）

8 番 須 藤 和 人（委任者1名）
1 1 番 根 本 崇（委任者7名）

学識経験監事である東出健治は、この組合会に出席した。

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	川 名 健 一
事 務 局 次 長	加 藤 馨
出 納 長	田 中 輝 実
監査室長兼福祉課長	石 井 健 一
総 務 課 長	若 菜 幸 二
保 健 課 長	海 宝 弘 展
経 理 課 長	内 山 昇
情報管理課長	石 井 義 幸
年金課長補佐	榎 田 研 二
情報管理課長補佐	宍 倉 敦 夫
総 務 係 長	五 木 田 雅 之
施 設 長	中 村 和
施設管理課長	森 澄 生
施設管理係長	布 施 幸 一

開 会 （時刻15時55分）

事務局長 お待たせいたしました。本日は、組合会議員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、組合会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、出席をいただきました市町村長議員は3名、委任状7名の合計10名でございます。職員側につきましては出席9名、委任状1名の合計10名でございます。従いまして、地方公務員等共済組合法施行令第11条に規定しております定足数に達しておりますので、ただ今から議事日程に従いまして、第163回組合会を開催させていただきます。開会に

当たりまして理事長からごあいさつをよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは組合会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。本日ここに第 163 回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公務ご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、平素から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、共済組合を取り巻く情勢につきまして、若干触れさせていただきます。まず年金制度の関係でございますが、政府の「新年金制度に関する検討会」が、全国民が同じ 1 つの年金制度に加入、そして保険料と税金を一体徴収する等の 7 つの原則からなる年金制度改革の基本方針案の全容を、去る 5 月 24 日に明らかにしたところでございますが、具体的な制度設計への踏み込みは避けた形となっております。今後の動向に注視していく必要があると思われま。

次に医療制度につきましては、協会けんぽの財政再建のための特例措置などが盛り込まれた国民健康保険法等の一部改正法が公布をされまして、本年 7 月から施行されることになりました。協会けんぽの財政対策の問題としては、当組合も負担増を強いられることになることから、今後の短期給付財政のより一層の安定的な運営が求められているものでございます。共済組合を取り巻く情勢は厳しいものがございますが、組合員とその家族の共済制度の維持、発展に努めてまいり所存でございますので、引き続きご支援賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本日、ご審議いただきます主な案件は、「平成 21 年度決算について」でございます。組合員数の減少によりまして、短期経理を始めとして、各事業とも厳しい状況ではございますが、概ね順調に推移したものでございます。このことは組合員の皆さまはもとより、議員各位の皆さまのご理解とご協力の賜物と深く感謝を申し上げる次第でございます。逐次、事務局から説明をいたしますが、慎重にご審議を賜りますようお願いを申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。大変ご苦勞さまでございます。

それでは早速本日の会議に入りますが、会議に入る前に、議員の皆さまにご報告を申し上げます。第 1 選挙区において印旛村長の佐藤榮一議員の退職に伴い、去る 6 月 2 日に市町村長側議員の補欠選挙が行われ、酒々井町長の小坂泰久議員がご当選されておりますことをご報告申し上げます。本日、小坂議員が出席をされておりますので、ごあいさつを頂戴いたしたいと存じます。小坂議員さん、よろしくお願いいたします。

小坂議員 はい。ただ今、ご紹介を賜りました酒々井町長の小坂でございます。組合の運営等、微力ではございますがご協力をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

[拍手あり]

議長 ありがとうございます。それでは議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は本日 1 日としたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議なしと認め、本日の会議を1日と決定をいたします。

議 長 次に、会議録署名議員の選挙についてお諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は議長において指名することでご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側11番、根本崇議員、職員側10番、植木誠議員の両名を指名いたします。

議 長 議案の提案の前に報告事項がございます。報告第1号「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」事務局から報告を求めます。石井監査室長

監査室長 はい。

議 長 はい。監査室長。

監査室長 監査室長の石井でございます。報告第1号についてご説明をさせていただきます。千葉県知事のほうで実施していただいております監査については、本年1月18日、19日及び2月12日に監査を実施いただいたところでございます。お手元の資料のとおり、2月23日付けで9項目にわたります指摘を大きく分けていただきました。それに対して当組合のほうでは、3月23日付けをもちまして是正措置等についての報告をさせていただきますところでございます。

是正措置の内容については、4ページ以下に記載がしてございます。何点かかいつまんで申し上げますと、4ページにございます一番下の短期経理及び保健経理についてでございますが、医療に関する事業を行う短期経理と、予防事業を行う保健経理についてですが、生活習慣病の予防と健康増進を中心とした事業を引き続き強化してくださいということでございますので、当組合といたしましては特定健診を引き続き進めるとともに健康管理講座、介護講座、メンタルヘルスセミナー及びメンタルヘルス相談室等の内容を充実させていくものでございます。また宿泊経理及び保健経理第2及び保健経理第3等の施設の運営につきましても、引き続き適正化を図るようということでございますので、これらについては施設ごとに、5ページ中段でございますが、計画を定めて実施をしておりますところでございます。

5ページの最後に8番目として貯金経理がございしますが、これは仕組債といわれる債券の運用についてであり、非常に問題が多いということでごございまして、今後、理事会及び組合会等に保有状況について報告をするとともに、運用方針を検討することとさせていただきます。概ねこのような形で指摘に対して是正措置の報告をさせていただいたものでございます。以上でございます。

議 長 はい。それではただ今、「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」報告がございました。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。特にございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長 はい。それではないようでございますので、報告第1号「千葉県知事が実施した監査の結果と指摘事項に対する改善措置について」の報告を終結をいたします。

議 長 これより議案の上程を行います。お諮りをいたします。議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第4号を一括議題といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。事務局から説明を求めます。若菜総務課長。

総務課長 はい。

議 長 はい。総務課長。

総務課長 総務課長の若菜でございます。議案第1号を上程させていただきます。議案第1号をご覧いただきたいと思っております。「専決処分（千葉県市町村職員共済組合法の一部変更）の承認を求めることについて」、このことについて組合会を招集する暇がなく臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成22年6月21日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。1枚めくっていただき、ここに専決処分書がございます。さらにもう1枚めくっていただき、1ページに変更内容の要綱書を掲げてございます。こちらでご説明をいたします。

第1として変更の目的でございます。市町村合併による所属所の廃止及び所属所の解散に伴い所要の変更を行うこと及び組合員の種別に係る規定について表現の適正化を図るため所要の変更を行うことを目的とするものでございます。第2として変更する事項でございます。1点目ですが、平成22年3月23日をもって本埜村及び印旛村が印西市に編入されたことに伴い、第9条第2項に規定する市町村長が選挙する議員の選挙区の表の一部を変更するものでございます。2点目としまして、前項の変更並びに平成22年3月31日をもって鴨川市南房総市環境衛生組合及び組合立国保成東病院が解散したことに伴い、第9条第3項に規定する市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区、すなわち職員側の選挙区の表の一部を変更するものでございます。3点目として、前2項の変更に伴い、第32条第1号に規定する組合員の範囲を定めた別表の一部を変更するものとするものでございます。4点目としまして、地方公務

員等共済組合法施行令の改正に伴い第33条第4項の「施行令」を「改正前の施行令」とする条文の整備を行ったものでございます。第3として施行期日でございます。この変更は公告の日から施行し、変更後の千葉県市町村職員共済組合定款の規定は、平成22年4月1日から適用する。ただし、第9条第2項、同条第3項及び別表の変更規定中、本埜村及び印旛村を削る規定は平成22年3月23日から適用するものでございます。以上でございます。

続きまして議案第2号をご覧いただきたいと思えます。「専決処分（千葉県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正）の承認を求めることについて」、このことについて組合会を招集する暇がなく臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成22年3月15日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。1ページめくっていただきますと、専決処分書でございます。さらにもう1ページめくっていただいて、1ページに改正内容の要綱書を掲げてございます。

第1、改正の目的、物資供給事業にかかる規定の整備を行うことを目的とするものでございます。第2、改正する事項でございます。物資供給事業に係る一部負担金、一部負担金の負担率及び算出方法に関する条文の整備を行うものでございます。第3、施行期日でございますが、この規則は公告の日から施行するものでございます。

続きまして議案第3号をご覧いただきたいと思えます。「専決処分（千葉県市町村職員共済組合補装具等支給規則の一部改正）の承認を求めることについて」このことについて、組合会を招集する暇がなく臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成22年6月21日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。同様に1枚めくっていただくと専決処分書ですので、さらにもう1枚めくっていただいて1ページ、改正する要綱書を掲げてございます。

第1、改正の目的でございますが、補装具の基準が、児童福祉法から障害者自立支援法に変更となったことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第2、改正する事項でございますが、補装具の基準となる法律の変更に伴い、補装具種目が見直されたものであるが、組合員の経済的安定と福祉の増進を図るため、改正前の補装具についても引続き対象とするものでございます。

第3、施行期日でございます。この規則は公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用するものでございます。

続きまして最後になりますが、議案第4号をご覧いただきたいと思えます。「専決処分（千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正）の承認を求めることについて」このことについて組合会を招集する暇がなく臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成22年6月21日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。1枚めくっていただいて専決処分書、さらにもう1枚めくっていただいて、1ページをご覧いただきたいと思えます。要綱書でございます。

第1、改正の目的でございますが、オークラ千葉ホテルの開設時に館

長職が廃止されていることから、所要の整備を行うものでございます。

第2、改正する事項でございますが、利用者の遵守事項中、「館長」を「施設長」に改めるものでございます。

第3、施行期日でございますが、この規則は公告の日から施行するというものでございます。以上でございます。

議 長 はい。ただ今、議案第1号から議案第4号まで説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長 はい。それでは質疑を終結いたします。議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第4号を一括して採決をいたします。議案第1号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更）の承認を求めることについて」、議案第2号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正）の承認を求めることについて」、議案第3号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合補装具等支給規則の一部改正）の承認を求めることについて」、議案第4号「専決処分（千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正）の承認を求めることについて」、原案のとおり、それぞれ可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 はい。ありがとうございました。挙手全員であります。よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号及び議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第5号及び議案第6号を一括議題といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、議案第5号及び議案第6号を一括議題といたします。事務局から説明を求めます。石井福祉課長。

福祉課長 はい。

議 長 はい、福祉課長。

福祉課長 それでは議案第5号から説明させていただきます。こちらについては、1ページの要綱書をもって説明させていただきます。

第1、改正の目的でございます。財政融資資金利率の下限が引き上げられたことによる地方公務員共済組合の貸付事業の取扱い要領の特例の一部改正及び貸付規則（準則）の一部改正に伴い、所要の改正を行うことを目的とする。

第2、改正する事項でございます。高額医療貸付及び出産貸付に係る

貸付金以外の貸付金の利率を年 3.46 パーセントから年 4.36 パーセントに改正し、併せて貸付金の利率の特例を改正するものとする。次に、2 として、激甚災害による災害貸付で猶予した期間に係る利息を年 1.88 パーセントから年 2.33 パーセントに改正するものとする。3、その他所要の規定の整備を行うものである。

第3、施行期日は、この規則は、平成 22 年 7 月 1 日から施行するということとさせていただきます。これは貸付金の調達の基となります年金資産からの借入利率が財政融資資金利率の 10 年から 11 年未満の利率に対応している関係で、その利率が動くとき変更になるという状況です。これが 3.46 パーセントから 4.36 パーセントへ引き上げられたことに伴う改正となります。ただし、実際に組合員に貸付けする利率については、この財政融資資金の利率は現在、10 年物が 1.3 パーセントになっており、その財政融資資金の利率が 2.4 パーセント以下であるときについては、特例的に組合員の貸付利率は 2.66 パーセントにするということとされており、組合員に直接この規則が改正されたことによって、直接的な影響は生じないということとあります。

次に議案第 6 号「千葉県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正について」でございます。こちらについても今、ご説明させていただきました議案第 5 号と同様に、自動車物資の手数料相当利率については、財政融資資金の利率を基にした長期借入金の年金資産からの借入金の利率によって定められている関係で、同様の改正を行うものでございます。1 ページをご覧くださいと思います。改正の目的については今、貸付のところで申し上げたとおり、財政融資資金利率の下限が引き上げられた関係で、手数料相当利率の改正を行うものでございます。2、改正する事項については年 3.46 パーセントから年 4.36 パーセントに改正するとともに、手数料に関する特例を改正するものでございます。この規則は平成 22 年 7 月 1 日から施行するものでございますが、先ほど貸付のところで申し上げましたとおり、現在、財政融資資金の 10 年物の利率が 1.3 パーセントでございますので、この特例の引き上げは組合員のほうに直接的な影響は生じないで、現状の条件で貸付ができるものでございます。以上でございます。

議長 　ただ今、議案第 5 号及び議案第 6 号の説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 　なしということでございますので、以上で質疑を終結いたします。議案第 5 号及び議案第 6 号を一括して採決をいたします。議案第 5 号「千葉県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について」、議案第 6 号「千葉県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正について」、原案のとおりそれぞれ可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議長 　はい、ありがとうございました。挙手全員であります。よって議案第

5号及び議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号「平成21年度決算の認定について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。内山経理課長。

経理課長 はい。

議長 はい。経理課長。

経理課長 それでは議案第7号「平成21年度決算の認定について」でございます。お手元にご覧いただきたく思います。この決算書につきましては法令に基づき作成しております。本日は、この決算書を基に作成をいたしました「平成21年度の決算の概況について」をもちまして、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1 地方公共団体の数及び組合員数の数でございますが、地方公共団体の数につきましては、前年度と比較しまして3団体減少の102団体、組合員数等につきましては5万7,393人、被扶養者につきましては5万5,120人となったものでございます。

次に短期経理でございますが、財源率につきましては給料に対して千分の91.25、期末手当等に対して千分の73、介護財源率につきましては、給料に対して千分の10.175、期末手当等に対して千分の8.14でございます。次に収支の状況でございますが、この収支内容は、収入につきましては前年度繰越支払準備金、支出につきましては次年度繰越支払準備金を含んでおりません。単年度の収支状況を掲載しております。

収入につきましては、負担金142億8,407万9,684円、掛金153億734万6,994円、以下合計しまして313億2,623万5,166円となったものでございます。支出につきましては、給付総額152億2,451万8,330円、以下合計しまして307億4,750万2,601円となったものでございます。収支差引きますと5億7,873万2,565円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金及び短期積立金へ積み増したところでございます。また、5,415万3,481円の当期介護損失金も生じておりますので、介護積立金を取り崩して補てんをしたところでございますが、介護繰越欠損金が生じているものでございます。

次に2ページをご覧いただきたいと思っております。長期経理でございます。長期経理の財源率につきましては、給料に対して21年4月から8月までが千分の185.375、9月から22年3月までが千分の189.8でございます。収入につきましては負担金、掛金を合計して、761億3,318万6,410円となったものでございます。支出につきましては、連合会負担金払込金、連合会掛金払込金として、収入額と同額の761億3,318万6,410円を連合会に払い込んだものでございます。

続きまして、預託金管理経理でございますが、年金資金の積立金の運用につきましては、平成21年度について平成18年度末の長期給付積立金の4パーセント相当額を限度として、平成21年度末に3パーセント相当額以内になるよう短期運用をしたところでございます。収支内容につきましては、収入が利息及び配当金、14億7,836万4,134円、支出につきましては、同額の14億7,836万4,134円を連合会に払い込んだものでございます。

次に業務経理でございます。業務経理につきましては地方公共団体から組合員1人当たり9,600円の事務費の負担をしていただき、事務費経費として短期部分の公的負担金5,334円、法令に基づきました短期経理の繰入金1,770円、連合会からの交付金3,856円、合計して1万960円を計上したところでございます。収支状況につきましては、収入が地方公共団体負担金5億2,306万1,509円、以下合計して8億6,651万9,719円、支出につきましては事務費負担金払込金としまして2億3,237万7,147円、以下合計して8億2,474万6,871円となったものでございます。収支差し引きますと4,177万2,848円の当期利益金が生じたので、全額、積立金に積み増しをしたところでございます。

続きまして3ページをご覧くださいと思います。6の保健経理でございます。財源率につきましては、平成20年度と同率でございます。収入につきましては、負担金8億6,802万6,584円、掛金が8億5,414万3,934円、以下合計して19億8,090万6,294円となったものでございます。支出につきましては、厚生費9億5,903万330円、以下合計して15億2,757万4,145円となったところでございます。収支差し引きますと4億5,333万2,149円の当期利益金が生じたので、全額積立金へ積み増したところでございます。

次に、保健経理第2でございます。平成21年度につきましては営業日数213日、宿泊者数8,180人、利用率66.21パーセントでございました。収入につきましては施設収入7,616万1,524円、以下合計して2億1,414万3,863円、支出につきましては、委託管理費8,830万464円、以下合計して1億7,192万2,428円となったところでございます。収支差し引きますと4,222万1,435円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み増したところでございます。

次に4ページをご覧ください。保健経理第3でございます。平成21年度につきましては、1万7,216人のご利用をいただいたところでございます。収入につきましては施設収入450万9,556円、以下合計して4,501万108円となったものでございます。支出につきましては委託費798万円、以下合計して3,934万1,053円となりました。収支差し引きますと566万9,055円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み増したところでございます。

次にオークラ千葉ホテル、黒潮荘を営みます宿泊経理でございます。オークラ千葉ホテルでございますが、宿泊者数2万2,925人、婚礼1万9,549人、宴会、会議等合計して22万7,219人のご利用をいただいたところでございます。収入につきましては施設収入16億6,462万2,493円、以下合計して20億9,632万3,617円となったものでございます。支出につきましては、委託費9億7,359万3,284円、以下合計して20億4,417万1,234円となったところでございます。収支差し引きますと5,215万2,383円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み増したところでございます。

次に5ページをご覧くださいと思います。黒潮荘でございますが、平成21年の9月から平成22年の3月まで、改修工事のため休館させていただいたところでございます。平成21年度につきましては宿泊者数6,798人、宴会、会議等合計して8,021人のご利用をいただいたところでございます。収入につきましては施設収入7,298万836円、以下合計し

て4億1,724万1,071円となったものでございます。支出につきましては、委託費3,230万5,028円、以下合計して1億8,206万2,216円となったものでございます。収支差し引きますと2億3,517万8,855円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み増したところでございます。この表の中で平成20年度との比較についてですが、平成21年度につきましては、平成21年の4月から8月までの期間の営業ということになりましたので、実質的には参考の額という形になっております。ご了承いただきたいと思っております。

次に貯金経理でございます。支払利率につきましては昨年同様の2.1パーセントでございました。貯金者数は、4万5,290人、貯金総額は3,146億3,641万2,836円となりました。収入につきましては、利息及び配当金84億7,676万637円、以下合計して98億8,363万5,837円、支出につきましては、支払利息63億5,619万1,369円、以下合計して69億6,689万7,715円となったものでございます。収支差し引きしますと、29億1,673万8,122円の当期利益金が生じたので、欠損金補てん積立金へ積み増したところでございます。

続きまして6ページをご覧くださいと思います。11の貸付経理でございます。貸付件数2万4,027件、貸付総額504億8,713万4,718円となったものでございます。収入につきましては貸付利息14億312万6,083円、以下合計して15億3,622万1,480円、支出につきましては、支払利息12億1,366万7,343円、以下合計して15億5,389万7,639円となったものでございます。収支差し引きますと1,767万6,159円の当期損失金が生じたので、欠損金補てん積立金を取り崩して補てんしたところでございます。

次に、12の物資経理でございます。平成21年度の商品売掛金32億4,755万6,786円となったところでございます。収入につきましては商品売上9億1,053万8,436円、以下合計して11億3,243万7,642円となったものでございます。支出につきましては商品仕入9億1,053万8,436円、以下合計して11億4,522万3,844円となったものでございます。収支差し引きますと1,278万6,202円の当期損失金が生じたので、欠損金補てん積立金を取り崩して補てんをしたところでございます。以上でございます。

議長 　ただ今、議案第7号の説明がなされたところでございますが、質疑をいただく前に、「監査の結果について」監事より報告を求めます。東出学識経験監事。

学識経験監事 　はい。監事の東出でございます。高い席から恐縮でございますが、監査結果についてご報告を申し上げます。去る6月18日、伊藤監事さんとともに実施をしました監査の内容、結果につきましては、この決算書の末尾に掲載してございます。お手数ですがご高覧いただければと思っております。監査報告書の監査年月日、対象期間、監査事項は記載のとおりでございます。4の監査の結果の概況及び意見についてですが、組合の業務は法令の定めるところにより適正に処理されており、会計経理面については正確であり、証拠書類についても良好に整理されているものと認められたところでございます。5、6も記載のとおりでございます。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村共済組法定款第46条

の規定に基づき、監査した結果を同定款第49条の規定により上記のとおり報告するものでございます。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。以上で監査報告を終了し、これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

長田議員 はい。

議長 はい。20番長田議員。

長田議員 はい。20番長田です。発言させていただきます。まず、この資料につきましては6月23日付けで事前に私たちのほうへ送付されましたが、自分のほうにつきましては決算ということで、ある程度、勉強させていただきました。その資料としましては第162回組合会で提出されました「平成22年度事業計画及び予算説明書」、これと同組合会の議案第4号「平成21年度変更事業計画及び予算(第1次)」という議案がございまして、これが最終的な平成21年度の事業計画額という形で、前の組合会で承認を得たということでございます。その額と今回の決算額の差が少ないことが普通であろうかと思ひまして、照らし合わせ、検討した結果、少し分からないところが出てきましたので質問させていただきます。

まず、「平成21年度事業計画及び予算説明書」の8ページに短期経理の収支予定ということで313億5,604万5,000円ということが記載されていますが、平成21年度の決算書の報告5の事業計画額が337億3,378万2,000円で、23億7,773万7,000円の相違がございまして。これは、先ほど話にございました前年度繰越支払準備金の金額でございまして。なぜ、予算説明書ではこれを表すことができなかつたのか。また、収入の決算額合計は337億397万2,137円ですが、今報告されました平成21年度の決算の概況につきましては、313億2,623万5,166円となり、前年度繰越支払準備金の金額23億7,773万6,971円が入っていないので、その帳票として見方があいまいではないかということをお聞きさせていただきます。

続きまして支出については、決算書、総計決算額について331億1,043万3,621円に対し、概況では、支出総額307億4,750万2,601円と突合が困難な数値の記載であります。どちらが正しいか、これを説明していただきたいと思ひます。なお、そのときに、この決算書の報告7の記載中、上の項目で、他のところは「事業計画額」となっているのですが、区分はここだけが「事業計画」という形で「額」の記載がないのが今、分かりましたので、これもお願いしたいと思ひます。

続きまして、この3月の組合会で行いました予算説明書等については、剰余金という形で説明されているにもかかわらず、今回の決算の概況では、予算との金額が相当違うことから検証したいと思ひます。保健経理及び宿泊経理に係る剰余金の状況について、予算説明書では別途積立金が計上されています。しかしながら決算書の概要については、計上されていません。決算書では、当期利益金の処理についてのみ説明されているが、別途積立金は金額の変更がないために説明されていないのか。あるいは、別途積立金は決算項目ではないのか。別途積立金は、全体で74億

6,629万2,000円あるが、これだけの金額が積み立てられているということはこの決算報告ですべきではないのか。このことにつきまして質問させていただきます。

次に各経理における決算額とその決算見込予定額（事業計画額）との差について伺いたいと思います。短期経理の保健給付については、2,228万8,000円の増、休業手当金については、5,601万5,000円の減、長期経理については収入、支出ともに2,706万1,000円の増、預託金管理経理については、収入、支出ともに2,694万8,000円の増、保健経理の支出額は1億66万2,000円の減、特に特定健診関係では5,058万8,000円余の減、宿泊経理におけるオークラ千葉ホテルの収入が3,057万7,000円の増、貯金経理における収入、4億3,010万円の増、及び物資経理における収入、支出ともに5,000万円を超える増ということでございます。

この増減については、当初予算との増減ということでは理解できますが、先ほど申しましたように、3月の組合会で変更事業計画を決定した最新の事業計画額であるが、更に1,000万を超える金額の増減があるため、組合会での決算ということとその内容を質問させていただきたいと思います。以上です。

保健課長 はい。

議長 保健課長。

保健課長 保健課長の海宝でございます。それではご質問のありました、まず短期経理の予算説明書の中で、前年度繰越支払準備金が記載されていないことについての説明をさせていただきます。お手元には予算説明書がございませんので、平成21年度決算書の報告5ページをご覧ください。3 収入についての表の中でございますが、こちらの合計の上に前年度繰越支払準備金がございます。この勘定科目は施行規程で給付額の12分の2を支払準備金として計上することが定められております。その前年度に計上された支払準備金をこちらの前年度繰越支払準備金として収入で計上しているものでございます。

恐れ入りますが、今度は報告の7ページをご覧ください。こちらに支出の表がございまして、この総計から下から3行目のところに次年度繰越支払準備金がございまして、こちらは、逆に平成21年度に計上する支払準備金を計上する科目でございまして、このような形で法定様式として決算書には掲載させていただいております。一番左の事業計画の欄で少し説明させていただきます。ご指摘の予算説明書では説明上、こちらの前年度繰越支払準備金と次年度繰越支払準備金とを差し引きしまして、説明書では支出項目へまとめまして、支払準備金の積み増し額として表記させていただいているところでございます。以上です。

経理課長 はい。

議長 経理課長。

経理課長 続きまして長田議員からの質問の2点目、3点目でございますが、ま

ず収入、支出の金額、そして前年度繰越支払準備金の関係との突合が困難な数字の記載ということでのご質問です。先ほど決算の概況の中で説明させていただきましたが、こちらの収支額につきましては当期の利益損失金の部分について明確にするという趣旨から、収入額については、前年度の繰越支払準備金を、支出額には、次年度繰越支払準備金を含んでおりません。あくまでも単年度収支という形で表記をさせていただいているところでございます。

2点目の保健経理、宿泊経理に係る別途積立金の計上でございます。こちらにも別途積立金につきましては、決算書の保健経理については58ページ、宿泊経理については82ページと89ページの積立金明細表に掲載してございます。ただし、決算報告書上では、その部分は計上してございません。別途積立金につきましては、資本剰余金という性格を持っておりますので、当共済組合以外から受けました補助金、寄付金、支援金以外の寄付や繰入金、そして福祉事業の財源で固定資産を取得した場合に別途積立金として積み立てるという形で決められております。

このため、当期の利益や損失金により増減をする利益剰余金である欠損金補てん積立金とは少し性質が異なる部分がございます。決算報告書には、掲載しておりませんが、この決算報告書についての様式は当組合独自の様式ではなく、様式が定められているものでございます。この様式の変更や内容については、連合会からの指導によりまして変更されるものでございますので、決算報告書の様式の中には、このような理由から掲載はしていないということでございます。以上でございます。

保健課長 はい。

議長 保健課長。

保健課長 続きまして短期経理の保健給付については2,228万8,000円の増、それから休業手当金につきましては5,601万5,000円の減というところのご質問に対する回答をさせていただきたいと思っております。まず、説明させていただく前に短期経理の変更予算の作成につきましては、連合会で示します予算作成時における医療費の推計、又はそれに準じた推計をここで算出しております。こちらは、過去3年間の実績を使いまして推計しているものでございます。

まず、保健給付の増について説明させていただきます。平成21年度決算書の報告6ページをご覧ください。こちらに短期経理の支出の一覧を掲載していますが、この中でまず上段にある保健給付でございます。こちらの増で主に増えたところを説明させていただきます。下のほうに出産費と家族出産費がございます。それぞれ、事業計画額に対しまして決算額が出産費で2,069万3,764円、家族出産費で1,854万9,911円の増になっております。こちらについては、平成21年10月から直接支払制度が始まり、医療機関から随時、請求書が届いており、見込額より給付が増えたことが主な原因でございます。また、その他の保健給付等については、実際に受診された方や請求された方が多い場合と少ない場合があります。事業計画と決算額とを比較し増減している次第でございます。

次に休業給付でございます。こちらにつきましては、主に下のほうにあります育児休業手当金で、4,374万6,115円の減となっております。育児休業手当金では休業中と復職後があり、休業中で約500万の減、復職後で約3,800万の減となっております。この理由は先ほど申し上げました変更予算を作成する際に、過去3年間の12月までの実績と1月から3月までの実績の割合を平均し使用しており、この中で復職後につきましては特に高い割合の年度がございましたので、その影響から事業計画額では多く見込んだというところですので、このようなことから差違が生じているところでございます。また、傷病手当金等は実際に請求される方が少なかったことから合計で5,601万5,576円の差違が生じたところでございます。

次に短期経理の増減による平成22年度予算の影響について説明させていただきます。まず、平成22年度の変更予算作成時では、各年度の決算数値と平成20年4月から12月までの実績値を基に作成しますので、こちらにつきましては影響がないものでございます。また、財源率の影響でございますが、増減について同じく決算書の報告5ページをご覧ください。収入の段の真ん中に比較増減がございます。マイナス表示で2,980万9,863円となっております。次に報告7ページをご覧ください。こちらは、支出の段の真ん中に比較増減がございます。総計で、マイナス3,239万6,399円となっております。こちらを合算したものが、予算と決算額との差違になります。計算しますと当期利益金が258万6,536円の増ということになりますので、ほぼ事業計画どおりとなっていると思われま。平成22年度予算では、影響がほとんどないものでございます。以上でございます。

長期経理のほうも少し説明させていただきます。12ページをご覧ください。ただけですでしょうか。長期経理の収入の増については、表の掛金、負担金の給料部分におきまして、比較増減のところ、2,000万ほど増加になっています。まず1点が、組合員数が事業計画の人員より決算人員が増えたこと、それからもう1点が平均の給与月額を見込んでおりましたが、こちらを予算ではマイナス給与改定を見込んでおりましたが、決算ではこの影響がほとんど現れないという状況で、逆に予算額より平均給与額のほうが上回っているため、増加したところでございます。

また支出については、収入と同額を連合会に払い込んでおりますので、同様に生じているものでございます。以上でございます。

施設管理課長 議長。

議長 施設管理課長。

施設管理課長 はい。宿泊経理、オークラ千葉ホテルですが、ご質問の関係についてお答えさせていただきます。この決算書の報告25ページをご覧ください。長田議員さんからの質問で3,000万強の収入増の理由というご質問です。2 収入についてという欄をご覧ください。まず事業計画額があります。この予算額の推計については各経理、同じですが、12月までの実績値プラス1月から3月の見込みをプラ

スして、予算計上させていただいています。このことから1月の予算作成時については、1月の時点で3カ月の見込みを出しますので、どうしても増減は発生するものです。見込みで立てるものですから仕方ないと考えております。

具体的にこの増になった理由ですが、収入増全体では3,000万強の収入増になったわけです。まず、施設収入が予算額に対しまして1,381万円の増という決算数字となったわけです。これについては中身を分析しますと1月から3月の見込み婚礼組数が決算では1組増になったということです。それによって施設収入が増になった要因です。それともう1つ、雑収入については予算ではゼロということで計上させていただいておりますが、決算数値では1,668万4,000円強の収入があったわけです。

これにつきましては当初、例年、実績値として雑収入は計上しておりませんでした。当然決算数字として例年どおりゼロ、ということで本年度も事業計画ではゼロ計上させていただいたわけですが、決算を行った結果、消費税の還付ということで決算として計上されたものです。オークラ千葉ホテルの収入増の理由は以上でございます。

福祉課長 はい。

議長 福祉課長。

福祉課長 よろしいですか。引き続きまして、福祉経理関係の収支の変動について説明させていただきます。まず、保健経理ですが、支出の状況は報告18と19ページにございます。ご指摘のとおり、1億円余りの支出の減がございます。このうち19ページの一番下にございます特定健康診査及び保健指導に関してですが、組合員本人部分は、ほとんど人間ドックか生活習慣病の検査を行っていることから、そのご家族、いわゆる被扶養者の分が入ってくるものでございます。特定健康診査については、なかなか受診率が向上しないというのが要因でございます。これは努力によって何とか改善していきたいと考えています。収支の差が出てしまうのはできるだけ受けていただくということで、必要な費用については計上させていただきましたので、結果的にこうなったものです。

それともう1つ、保健指導ですが、保健指導というのは共済組合の場合、特定健康診査というのは、本人分がほぼ1年間かけていわゆる生活習慣病予防検査として検診機関に割り振ってお願いをしているため、早い時期に生活習慣病予防検査を実施するのではなく、年度の中盤以降、例えば12月とか1月ぐらいに生活習慣病予防検査を行っていただく市町村というのは、結構あるところです。そういうところについても、平成21年度分の特定保健指導を実施することになりますが、保健指導というのは基本的に6カ月かかるものです。

例えば、1月にその特定健康診査を受けますと、6月ぐらいまでかかります。その部分についてはこれは平成22年度の支出に回りますので、その分が平成21年度の対象者であるにも係らず平成22年度になってしまうため、決算書上では現れないということが、現在出ております。これについては、平成25年で最初の5年間が終了すれば、計画は単年度ベースで動くようになりますので、その分からは解消するというところでご

理解をいただきたいと思います。

また、貯金経理については、運用利回りが事業計画の中で見込んだものより若干上がっていますので、受取利息が増加している関係で収入が増えているというところがございます。

物資経理に関しては、収支ともに増えています。基本的には売上が変更予算で組んだよりも増えたため、結果的に若干収入が増加したということでご理解をいただけたらと思います。以上でございます。

総務課長 議長。

議長 総務課長。

総務課長 最後になろうかと思いますが、預託金管理経理の事業計画と決算との相違についてという長田議員さんのご質問でございますが、同じく決算書の報告、13ページをご覧いただきたいと思いますが、ご指摘のとおり、ここに収入として事業計画額よりも決算額で2,700万弱上回っておるわけですが、こちらにつきましては貸付経理で貸付金の返済額が多かった関係で、それを短期運用したというのが大きな要因であるのと、預託金管理経理の資産保有を平成22年の3月までにゼロにする形で予算を組んでいたところ年度を超えても運用できるような状況になったので、短期運用額が上がったというものでございます。支出についても増えているというご指摘では、運用したものはそのまま連合会へ支出をするので、そのような結果になっているというものでございます。以上です。

議長 はい。大丈夫ですか。

長田議員 はい。各経理における増減については、詳細な説明どうもすみませんでした。ありがとうございました。ただ、先ほどのまた繰り返しになりますが、3月の事業説明また予算説明と決算書につきましては、法的な様式であるということで、これは別にいいかと思いますが、この決算の概況についてとの金額が合わないのは、どうかしていただかないと私たちもこれを基にして組合員に説明をします。剰余金はこれだよということになったら、決算を説明した場合にそれがどこか違うところに書かれていますよとなると、74億もありますので何していったんだということになってきますので、それを逐一、探しにいつて、どこなんですかということの説明をしなければいけないことになると、議員としての責任もないかなということもありますので、統一的な形でできましたならば、お願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局長 議長。

議長 はい。事務局長。

事務局長 はい。ただ今のことでございますけれども、この概況につきましては簡単に分かりやすくということで、作成したつもりではございます。そういう目的でございますが、かえって分かりにくいという意見でございます。

すので、これにつきましてはもう少し当組合で検討、研究をさせていただいて、より組合員の皆さんに分かりやすいものを目指したいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

長田議員 はい、分かりました。よろしく申し上げます。

議長 ほかにございませんか。

須藤議員 はい。

議長 はい、8番須藤議員。

須藤議員 8番須藤です。2つだけ。1つは過払金の現状と件数です。昨年と比べてどうなっているかが1つです。2つ目が貸倒金の現状と件数。これを昨年と比べてどのようになっているのか。以上です。

福祉課長 議長。

議長 はい。

福祉課長 はい。それではすみません、先に貸付経理ですが、実は平成21年度も引き続き、残念ながら増加傾向にございまして1億2,400万円ほど保全している状況にございます。ただ、全国的には減ってきており、当組合でも多少落ち着きが見えてきていますので、平成22年度は場合によっては少し減るのかなというように思います。平成20年度に対しては500万円ほど増加の傾向にあるものです。

年金課長補佐 議長。

議長 年金課長補佐。

年金課長補佐 年金課の課長補佐、榎田でございます。過払金につきましては、本日、正確な件数と金額について持ち合わせておりません。過払金について、年金は2カ月ごとに送金をいたします。また、決定も受給権が発生してから決定するまでに本人が働いている場合がございますので、この間において、少なからず過払金が発生しているものです。ただ、その後の年金の送金の際に分割等で返済していただくということで、現在、順調に概ね進んでいるものであります。以上です。

須藤議員 分かりました。

議長 はい、よろしいですか。

須藤議員 はい。

議長 ほかにございませんか。

秋山議員 はい。

議長 はい。6番秋山議員。

秋山議員 6番秋山です。初歩的で質問が場違いかもしれませんが、欠損金補てん積立金が各経理からかなりたくさん出ていると思いますが、この欠損金補てん積立金というのはどういう形で管理されているのかを私自身も分からないので教えていただきたいのと、総計でどのくらいになり、ここでの運用で損失が出ているかどうか、その辺も分からないので、この管理方法について教えていただけますか。

福祉課長 議長。

議長 はい。福祉課長。

福祉課長 はい。福祉事業経理の場合、欠損金補てん積立金は、基本的に資産の大体5%を欠損金補てん積立金として保有するということになっておりますので、先ほどの決算書の中にもございましたとおり、貯金経理以外は基本的にはまだ5%に達していないものですから、そこまでは積み増しをしていき、それを超えた場合には、普通の積立金という形いわゆる企業会計でいうところの単純な剰余金に回すような格好であります。ところが貯金経理の場合は、既に9%以上ありますが、これは組合員の貯金を預かっている経理でございますので、別に積立金にしてしまうのではなく、引き続き欠損金補てん積立金に引き当てをしておきまして、きちっとそれを組合員に還元できるような格好にしておくということで、剰余金の扱いはしておりません。

例えば単純に剰余金の扱いをすると、ほかの福祉経理に繰り入れをすることもできますが、そういうことはせずに引き続き欠損金補てん積立金で持っているという格好になっております。実際の欠損金補てん積立金というのは、金銭そのものとしてストックしているのではなく、実際には資産として運用いたしてます。

保健課長 議長。

議長 はい。保健課長。

保健課長 はい。それでは短期経理について説明させていただきます。お手元の決算書の短期の39ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに重要な会計方針が記載されております。こちらの2のところは欠損金補てん積立金につきましては施行規程上で定められておきまして、当該事業年度以前の3事業年度における短期給付の平均請求額の百分の10に相当する金額を計上させていただいたところでございます。こちらの計上につきましては、お手元の決算報告書の10ページをご覧くださいませでしょうか。こちらの真ん中のところ9の支払準備金・欠損補てん積立金の状況についてというところで、こちらの法定額をまず計算いたしまして、実際の欠損金補てん積立金が賄えるかどうかということで、平成21年度

につきましては全額、欠損金補てん積立金を積み立てているところがございます。以上でございます。

議長 はい。ほかにご覧いませんか。それではないようでございますので、質疑を終結いたします。議案第7号を採決いたします。議案第7号「平成21年度決算の認定について」原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 はい。ありがとうございます。挙手全員であります。よって議案第7号「平成21年度決算について」は、原案のとおり認定することに決しました。
次に「監事の補欠選挙について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。若菜総務課長。

総務課長 はい。それでは選第1号を上程させていただきます。お手元の資料、選第1号をご覧くださいと思います。監事の補欠選挙について。地方公務員等共済組合法第13条第7項の規定に基づき、下記の選挙を求めます。記としまして、市町村長である組合会議員のうちから1人の監事の補欠選挙を求めます。1ページめくっていただきますと、選挙関係条文が掲げてございます。その1ページをご覧くださいと思います。こちらに地方公務員等共済組合法の役員の選挙関係の条文を抜粋したものを掲げてございます。役員の任命又は選挙という見出しで、第13条の第7号を都職員共済組合等と市町村職員共済組合及び都市職員共済組合の監事は、組合会において、学識経験を有する者、前項各号に掲げる組合会の議員及び当該各号に掲げる組合会の議員以外の組合会の議員のうちからそれぞれ1人を選挙すると規定されております。

すなわち学識経験者から1人、市町村長が選挙した組合会議員から1人、いわゆる職員側の組合会議員のうちから1人を選挙するというものでございます。また役員の任期でございますが、第14条で役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすると定められているものでございます。そして次のページ、2ページをご覧くださいと思います。こちらは私ども、千葉県市町村職員共済組合定款の役員選挙の抜粋でございます。第28条6項に監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。同条第7項として前各項に規定するものを除くほか、役員選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定めると規定されているものでございます。

さらに3ページをご覧くださいと思います。こちらは千葉県市町村職員共済組合役員選挙執行規程の抜粋でございます。選挙の方法として第3条 役員選挙は、投票によって行う。ただし、各議員において異議がないときは指名推せんの方法を用いることができる。すなわち選挙の方法は投票又は指名推せんの方法の2通りがあるというのが規定をされているものでございます。以上でございます。

議 長 はい。ありがとうございました。それではただ今説明がございましたように、選挙の方法等についてお諮りをしたいと存じます。ただ今、事務局からの説明がありましたように、選挙の方法は投票又は指名推せんの方法によるとされております。いずれの方法がよろしいか、ご提案を願います。

根本議員 議長。

議 長 11番根本議員さん。

根本議員 11番の根本です。役員選挙執行規程の抜すいの3条中、ただし書きの規定がございますので、指名推せんの方法でお願いできればと思いますが、いかがでございましょうか。

議 長 はい。ただ今、根本議員さんから指名推せんのご提案がございました。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、指名推せんにより行うことといたします。それでは市町村長である組合会議員のうちから1人を選挙するものであることから、長側議員に指名をお願いをしたいと存じます。

根本議員 議長。

議 長 はい。11番根本議員。

根本議員 11番根本です。芝山町長である9番相川勝重議員さんをご推せん申し上げたいと思います。

議 長 はい。ただ今、市町村長側監事に9番相川勝重議員との指名がございました。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認めます。よって市町村側監事に9番相川勝重議員を当選人と決定させていただきます。

議 長 以上、附議いたしました議案につきましては慎重にご審議をいただきまして、可決をいただきました。厚く御礼を申し上げます。以上をもって第163回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

閉 会 (時刻 17時22分)

平成22年7月12日調製

議 長 岩 田 利 雄

署名議員 根 本 崇

署名議員 植 木 誠